

青森県報

第千百十六号

令和八年
九月十一日
(金曜日)

目 次

規 則

○青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) ……一

告 示

○飼料の試験の結果の概要……………(畜 産 課) ……二

○証紙売りさばきの廃止……………(会 計 管 理 課) ……三

正 誤

○令和八年六月二十六日定例公告及び令和八年七月八日正誤
中……………(資 源 循 環 推 進 課) ……三

規 則

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第四十五号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次の

ように改正する。

第四条を次のように改める。

(納税告知に関する文書の様式)

第四条 次に掲げる文書の様式は、知事が別に定めるところによる。

一 納税通知書

二 納付(納入) 通知書

三 納付(納入) 催告書

四 滞納処分費納付告知書

五 納期限変更告知書

六 増額通知書

七 減額通知(賦課取消)書(兼過誤納金還付(充当) 通知書)

八 法人県民税、法人事業税、特別法人事業税更正(決定) 書

九 たばこ税更正(決定) 書

十 県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、ゴルフ場利用税、軽

油引取税更正(決定) 書

十一 督促状

第五条第一項中「第十三号様式」を「第二号様式」に改め、同条第二項中「第十四号様式」を「第三号様式」に改める。

第八条の二第一項中「第十五号様式」を「第四号様式」に改める。

第九条中「第十六号様式」を「第五号様式」に改める。

第十条第一項中「第十七号様式」を「第六号様式」に改め、同条第二項中「第十八号様式」を「第七号様式」に改める。

第十八条中「第十九号様式」を「第八号様式」に改める。

第二十一条中「第二十号様式」を「第九号様式」に改める。

第二十三条中「第二十一号様式」を「第十号様式」に、「第二十二号様式」を「第十一号様式」に改める。

様式目次を次のように改める。

様式目次

第一号様式……………徴税吏員証

第二号様式……………県税徴収金領収証

第三号様式……………納付書による所内徴収領収印

第四号様式……………ゴルフ場利用税税率軽減申出書

第五号様式……………ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録証票
第六号様式……………収納印
第七号様式……………納税済印
第八号様式……………犯則事件領置（差押、記録命令付差押）物件の封印
第九号様式……………通告書
第十号様式……………滞納処分差押物件の封印
第十一号様式……………滞納処分差押物件の公示書
第十二号様式から第十二号様式までを削り、第十三号様式を第二号様式とし、第十四号様式から第二十二号様式までを十一様式ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和八年九月二十四日から施行する。

告 示

青森県告示第四百八十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和八年七月十日、同月十五日及び同年八月六日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和八年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
JA全農くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 繁殖かあーちゃん	8.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	無
JA全農くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 新胡四王2号	8.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	無
JA全農くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房DX	8.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチワ印肉用種鶏成鶏飼育用 配合飼料 フコ種鶏 雄用	8.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチワ印子豚育成用配合飼料 クリーン子豚CR	8.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチワ印種豚飼育用配合飼料 種豚	8.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	無

中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	マリン中印成鶏飼育用配合飼料 ASパティシエール15	8.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	マリン中印ブロイラー肥育後期 用配合飼料 中部仕上マッシュ	8.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	マリン中印ブロイラー肥育前期 用配合飼料 マッシュター	8.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無

青森県告示第四百八十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和八年三月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

正

誤

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
十和田市穂並町一の三五の一
有限会社下斗米教材
- 二 売りさばき場所
十和田市穂並町一の三五の一

資源循環推進課

発行年月日 発行番号	区分	ジベ ー	段 行	誤	正
令和八・六・二六 第一〇八三三号	公告	二	下 表中	汚泥 三九、三五八トン	汚泥 三九、三一四トン
令和八・七・八 第一〇八八号	正誤	五	表 中	二六九、二四二トン	二六九、一九八トン

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一 番七十七号 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十四円九十五銭